

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護開始決定処分及び各保護変更決定処分の取消しを求める各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が法に基づき請求人に対して行った、令和 4 年 3 月 9 日付けの保護開始決定処分及び各保護変更決定処分（以下、順に「本件処分 1」、「本件処分 2」及び「本件処分 3」といい、本件処分 1 から本件処分 3 までを併せて「本件各処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、本件各処分の取消しを求めている。

精神手帳 2 級のコピーを取っていながら、加算手当の支給がない。住宅扶助（家賃、敷金、礼金）を一切支給しない。処分庁が作ったガイドラインは、生活保護受給者の住宅扶助費を詐取するための犯行であり、到底容認できない。大家の賃貸契約書は、他の相場から見てもこれ以上ない良物件である。

大家は、生活扶助 7 万ちょっとの保護費以外一切の支給なしにもかかわらず、家賃の不足分を請求してきたが応じなかった。実際の家賃の支払はすべて夫の〇〇さんが支払っていることが分かり、〇〇さんから〇〇さんの大家の変更を求めたが最初から最後まで

応じなかった。

障害者加算、住宅扶助等の年末までの未支給額を計算すると、処分庁が詐取した合計は 2 6 3 万 4 3 7 1 円になる。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 9 月 2 日	諮問
令和 6 年 1 1 月 2 2 日	審議（第 9 4 回第 2 部会）
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	審議（第 9 5 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件各処分に係る法令等の定め

(1) 保護基準及び保護の種類

法 4 条 1 項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 1 1 条 1 項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、保護の種類として、同項 1 号は「生活扶助」を、同項

3号は「住宅扶助」を挙げている。

(2) 住宅扶助

法14条は、住宅扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して次の事項の範囲内において行われるとして、「住居」（1号）を定めている。

保護基準別表第3の1は、住宅扶助の基準額として、家賃、間代、地代等の額を定める。

このうち、家賃及び間代について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・アは、保護基準別表第3の1の家賃、間代等は、居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合に認定するとし、敷金等について、同・キは、保護開始時において、安定した住居のない要保護者が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、必要な額を認めて差し支えない、としている。

(3) 障害者加算

保護基準別表第1第2章2・(2)・イは、障害者加算を行う者を、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）と定める。

局長通知第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害者加算の障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととし、同・(イ)は、同(ア)の手帳等を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととする。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下

「課長通知」という。)第7の問65(答)は、局長通知第7・2・(2)・エ・(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」には、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、同手帳が含まれると解され、この場合に、同手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定するものとし、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとしている。

- (4) 局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件各処分についての検討

(1) 住宅扶助について

請求人が保護申請時に処分庁に提出した「住宅賃貸借契約書」の写しには、賃貸人及び賃借人の署名捺印がなく、契約期間についての記載もなかったことが認められる。

住宅扶助について、局長通知は、居住する家屋が家賃、間代等を必要とする場合に家賃を認定し、住宅の確保に敷金等を必要とする場合に必要な額の敷金等を認めて差支えないとしている(1・(2))。

したがって、処分庁が、本件各処分の時点において、請求人の住居確保について、賃貸借契約が成立し、家賃需要が発生しているか不明であると判断して、住宅扶助の支給をしなかったことは、上記局長通知に則してなされたものと認められる。

(2) 障害者加算について

請求人は、保護申請時に処分庁に精神障害者保健福祉手帳(2級)の写しを提出したものと認められる。

局長通知及び課長通知は、法による障害者加算において、精神障害者保健福祉手帳による障害の認定は、手帳の交付年月日又は更新年月日が当該傷病について初めて医師の診療を受けた日から1年6月を経過している場合に限られ、初めて医師の診療を受け

た日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとしている（１・(3)）。

したがって、処分庁が、本件各処分の時点において、当該傷病の初めて医師の診療を受けた日について調査中で未確認であるため、障害者加算を認定しなかったことは、上記局長通知及び課長通知に則してなされたものと認められる。

- (3) 以上によれば、本件各処分は、上記１の法令等に則って適正になされたものと認められる。

なお、本件各処分による保護費（生活扶助費）は、保護開始月である令和４年２月分は保護開始日以降の生活扶助費を日割りで算出し、収入認定額を差し引いた額（本件処分１）、保護開始翌月の同年３月分は全額（本件処分２）、同年４月分も全額（ただし、同年３月分までの冬季加算額は除かれる。本件処分３）であり、いずれも違算なく算定されていることが認められる。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、第３のとおり、本件各処分の取消しを主張する。

しかし、処分庁が、上記１の法令等の定めに則り、本件各処分を行ったと認められることは、上記２で述べたとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己